

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	
催事場	舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,230</u>		舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,460</u>	
		演台	[略]	<u>540</u>	[略]		演台	[略]	<u>550</u>	[略]
		舞台用幕	[略]	<u>6,120</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,230</u>	
	音響設備	放送設備	[略]	<u>3,910</u>	[略]	音響設備	放送設備	[略]	<u>3,980</u>	[略]
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,210</u>			演奏ワゴン	[略]	<u>2,250</u>	
		レコードプレーヤー	[略]	<u>930</u>			レコードプレーヤー	[略]	<u>950</u>	
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>950</u>	
		ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>			ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>950</u>	
		カセットテープレコーダー	[略]	<u>930</u>			カセットテープレコーダー	[略]	<u>950</u>	
		デジタルテープレコーダー	[略]	<u>930</u>			デジタルテープレコーダー	[略]	<u>950</u>	
		はね返りスピーカー	[略]	<u>670</u>			はね返りスピーカー	[略]	<u>680</u>	
		マイクロホン	[略]	<u>540</u>			マイクロホン	[略]	<u>550</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>730</u>			携帯用拡声器	[略]	<u>740</u>	
	照明設備	フットライト	[略]	<u>670</u>		照明設備	フットライト	[略]	<u>680</u>	
		アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,050</u>			アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,070</u>	
		ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>540</u>			ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>550</u>	
		ボーダーライト	[略]	<u>840</u>			ボーダーライト	[略]	<u>850</u>	
		サスペンションラ イト	[略]	<u>1,050</u>			サスペンションラ イト	[略]	<u>1,070</u>	

	シーリングライト	[略]	<u>1,640</u>	
	シーリングライト (リング上)	[略]	<u>840</u>	
	スタンド式ライト	[略]	<u>270</u>	
	クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,730</u>	
映像 設備	ビデオセット	[略]	<u>910</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>910</u>	
スポ ー ツ 用 具 等	テニス用具	[略]	<u>620</u>	[略]
	バレーボール用具	[略]	<u>620</u>	[略]
	バドミントン用具	[略]	<u>390</u>	[略]
	バスケットボール用具	[略]	<u>1,950</u>	[略]
	卓球用具	[略]	<u>780</u>	[略]
	ハンドボール用具	[略]	<u>600</u>	[略]
	電光表示盤	[略]	<u>5,480</u>	[略]
その 他	ピアノ	[略]	<u>4,170</u>	
音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>540</u>	
	無線式音声受信機	[略]	<u>80</u>	
	コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>	
	カセットテープレコーダー	[略]	<u>930</u>	
照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,440</u>	
映像 設備	ビデオプロジェクター200インチ	[略]	<u>5,590</u>	
	ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,830</u>	[略]
	ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,830</u>	[略]
	液晶プロジェクター6,000ルーメン	[略]	<u>3,010</u>	
	液晶プロジェクター3,200ルーメン	[略]	<u>810</u>	
	16mm映写機	[略]	<u>2,410</u>	
	スライド映写機	[略]	<u>2,390</u>	[略]
	スライド映写機	[略]	<u>1,490</u>	[略]

	シーリングライト	[略]	<u>1,670</u>	
	シーリングライト (リング上)	[略]	<u>850</u>	
	スタンド式ライト	[略]	<u>280</u>	
	クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,840</u>	
映像 設備	ビデオセット	[略]	<u>930</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>930</u>	
スポ ー ツ 用 具 等	テニス用具	[略]	<u>630</u>	[略]
	バレーボール用具	[略]	<u>630</u>	[略]
	バドミントン用具	[略]	<u>400</u>	[略]
	バスケットボール用具	[略]	<u>1,990</u>	[略]
	卓球用具	[略]	<u>790</u>	[略]
	ハンドボール用具	[略]	<u>610</u>	[略]
	電光表示盤	[略]	<u>5,580</u>	[略]
その 他	ピアノ	[略]	<u>4,250</u>	
音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>550</u>	
	無線式音声受信機	[略]	<u>80</u>	
	コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>950</u>	
	カセットテープレコーダー	[略]	<u>950</u>	
照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,470</u>	
映像 設備	ビデオプロジェクター200インチ	[略]	<u>5,690</u>	
	ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,900</u>	[略]
	ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,900</u>	[略]
	液晶プロジェクター6,000ルーメン	[略]	<u>3,070</u>	
	液晶プロジェクター3,200ルーメン	[略]	<u>830</u>	
	16mm映写機	[略]	<u>2,450</u>	
	スライド映写機	[略]	<u>2,430</u>	[略]
	スライド映写機	[略]	<u>1,520</u>	[略]

	カラーテレビ37型	[略]	<u>1,790</u>	
	プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,150</u>	
	モニターテレビ	[略]	<u>1,910</u>	[略]
	VHSビデオデッキ1	[略]	<u>940</u>	
	VHSビデオデッキ2	[略]	<u>440</u>	
	βビデオデッキ	[略]	<u>500</u>	
	コンパチビデオデッキ	[略]	<u>760</u>	
	教材提示装置	[略]	<u>1,120</u>	
	レーザーディスクプレーヤー	[略]	<u>450</u>	
	カラーテレビカメラ	[略]	<u>1,740</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,370</u>	
その他	レーザーポケットマーカー	[略]	<u>130</u>	
	ポータブルステージ	[略]	<u>430</u>	

[略]

	カラーテレビ37型	[略]	<u>1,820</u>	
	プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,170</u>	
	モニターテレビ	[略]	<u>1,940</u>	[略]
	VHSビデオデッキ1	[略]	<u>960</u>	
	VHSビデオデッキ2	[略]	<u>450</u>	
	βビデオデッキ	[略]	<u>510</u>	
	コンパチビデオデッキ	[略]	<u>770</u>	
	教材提示装置	[略]	<u>1,140</u>	
	レーザーディスクプレーヤー	[略]	<u>460</u>	
	カラーテレビカメラ	[略]	<u>1,770</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,390</u>	
その他	レーザーポケットマーカー	[略]	<u>130</u>	
	ポータブルステージ	[略]	<u>440</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。